

医療事故調制度見直しへ

医療事故調査制度 全国医療機関に対し、診療行為中に患者の死に事故が起きた時、院内調査と第三者機関への届け出を義務付けける制度。医療事故の再発防止や、裁判などの紛争を減らす効果が期待されている。遺族が院内調査の結果に納得できない場合、第三者機関に再調査を依頼できる。制度創設を盛り込んだ改正医療法の公布から2年になります今年6月下旬までに、制度を見直すことが関連法に定められている。

患者の医療死亡事故の届け出と院内調査を全医療機関に義務付けた医療事故調査制度について、厚生省労働省は24日、地域や医療機関で協議会を作つて届け出対応を是正するため、関係機関側に要望を伝える仕組みも新たに設ける。6月にも関連省令を改める。昨年10月にスタート。当初は年1300件、2000件の届け出を想定していたが、今年4月末で一正する。

新編 卷之二